

うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着に関する意見書

去る6月2日午後11時頃、第1海兵航空団所属のUH1Y多用途ヘリコプターがうるま市津堅島の畑に不時着した。

現場は民家から約120メートルしか離れていないことから、一步間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、島民はもとより県民に不安を与えている。

さらに、不時着に関する説明がない中、当該機と同型のヘリコプターにより現場への物資や人員の輸送が繰り返され、機体についても修理のため5日間にわたり現場に機体がとどめ置かれた。

今回の不時着機を含め米軍普天間飛行場に所属する軍用機は、これまでも、平成28年12月の名護市東海岸沖合におけるMV22オスプレイの墜落事故や令和元年8月の沖縄本島東海岸沖合におけるCH53Eヘリコプターの窓落下事故、さらには今回の不時着現場に近いうるま市伊計島における平成29年1月及び平成30年1月の2度にわたるヘリコプターの不時着事故などを繰り返している。

本県議会は、これまでも米軍による事故等に関し、その都度、米軍や関係機関に対して事故原因の究明や再発防止策等の徹底を求めるとともに、民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止するよう強く要請してきたにもかかわらず、今回の不時着については誠に遺憾であり、容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の不時着に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること。
- 3 米軍所属軍用機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して、その結果を公表し、実効性のある安全管理と不時着の再発防止に務めること。
- 4 航空機騒音規制措置に係る夜間飛行訓練制限の厳格な運用を図ること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て